

日産婦専門医制度専攻医指導施設の指定申請に関する Q & A

- Q1. 現在指導施設に指定されています。平成23年度に更新時期が来ますが、あらたに決められた更新要件（更新時までの5年間に1編以上の論文）がクリアできません。直ちに指定が取り消されるのでしょうか。
- A1. 従来 of 施設基準が満たされていること、過去3年間に専攻医指導の実績があることを確認した上で、平成23年度から3年以内に2編以上の論文を発表し、指定要件を満たすことで指定施設の更改切り替えを行います。この間は暫定指導施設として扱います。
- Q2. 現在指導施設となっており修練中の専攻医がいます。平成23年度に更新が出来なかった場合、この専攻医の研修期間認定はどのようになりますか。
- A2. 上記の暫定指導施設として認められた期間に、初期研修2年間、専攻医研修期間（3年間もしくは研修に要する期間）に該当するいずれかの期間を当該施設（旧来の研修指導施設）で研修をしている医師に対しては更改指定施設と同等の扱いをします。この取り扱いは平成25年度一杯で終了いたします。
- Q3. 平成24年度以降の更新時に業績要件を満たせない指導施設の指定更新と専攻医の扱いはどうなりますか。
- A3. 平成24年度に更新をしなければならない施設が論文業績要件を満たしていない場合は、平成24年度から2年間を加えることにより過去7年間に2編の論文を発表することで指定施設の更改切り替えを行います。この間は暫定指導施設として扱います。平成25年度の更新施設については、1年間の猶予期間を加えることで6年間に3編以上の論文発表を満たせば指定施設の更改切り替えを行います。この間は暫定指導施設として扱います。いずれも暫定期間における専攻医の研修は更改指定施設と同様の扱いをします。平成26年度以降は暫定措置はありません。